

令和3年度 第3回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和3年10月29日（金）午後1時45分から午後2時45分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第二委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

(1) コロナ禍における高齢者への緊急的な対策について

①「高齢者等見守りあんしん電話事業」の実施について

【資料第1-1号】

②新型コロナウイルスワクチン未接種高齢者への支援について

【資料第1-2号】

(2) 認知症検診事業（令和3年度重点施策）の実施について

【資料第2号】

(3) 令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

【資料第3号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、中村 宏、石川 みずえ、
星野 高之、藤田 良治、阿部 智子、木村 始、高山 礼子、
諸留 和夫、神田 泰子、坂田 賢司、古関 伸一、鈴木 悦子

<事務局>

進高齢福祉課長、中澤介護保険課長、矢島福祉政策課長、渡部健康推進課長

<傍聴者>

なし

1 開会

2 議題

平岡委員長：それでは、令和3年度第3回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は、議題が3件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご審議を頂きたいと思っておりますので、委員会の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

まず、議題1「コロナ禍における高齢者への緊急的な対策について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

進高齢福祉課長より資料第1-1、1-2号に基づき、議題1「コロナ禍における高齢者への緊急的な対策について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。何かご質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

諸留委員：諸留です。電話相談窓口の設置ということですが、24時間体制をやるのに誰がどこでやるのかちょっと疑問に思いました。

また、看護師や保健師が配置されるということで、緊急でない電話まで、夜中に受け付けなければならないというのは、実際できるのでしょうか。

進高齢福祉課長：この仕組みはいろいろと調べる中で、既に葛飾区がやっていたものがあり、事業者が雇った看護師、保健師さんが24時間体制で電話を受け付けるという体制も整っていましたので、そこに相乗りする形でやっているところになります。

平岡委員長：ありがとうございました。諸留委員、いかがでしょうか。

諸留委員：やるのはいいですが、費用対効果とは言わないですが、効果がありま

すかということです。夜中にずっと当番でシフト制ですかね。もっと何かうまい方法を、葛飾がやっていたとかではなく、区が独自にもっと考えてうまい方法を考えないといけないと思います。

平岡委員長：はい、どうぞ。

進高齢福祉課長：かつて福祉電話という似たような制度があったんですが、現在では廃止された経緯があります。見守り電話を実際に取り入れる経緯としては、コロナの影響で、どうやって高齢者に対してアプローチして、見守っていこうかという課題から、緊急的に実施しました。あくまでも、この事業は緊急的に実施しておりますので、年度途中からの開始、補正予算で予算編成をしたところになります。これからの継続について、コロナの状況を見ながら、本当に必要かどうか、その辺りも精査して、事業実施を決めていきたいと考えております。

平岡委員長：ありがとうございました。はい、どうぞ。

高山委員：話し合い員、高山でございます。この事業に関しては、本年度5月に7月から事業を始めるということで、どんな事業をやるんだろうというお話を聞くことができました。

そのときに、最初は登録制で申し込むというのが分からないので、途中で電話がかかってきて、詐欺の電話と間違えるんじゃないかとか、あとは、条件として、固定電話か携帯電話を持っている方ということだったんですけども、電話に出られない、例えば、携帯だったらメールが使えるとか、そういうところまでちょっと幅広く、ファックスまではいかないかもしれないですが、その辺までできるというお話はした記憶があります。

この話はコロナでこの会議がなく、私も書面でいろいろと意見も出すことができなかつたものですので、話し合い員の協議会の役員会でやりました。そのときに、見守り電話がどうなっているのか、状況をちょっとお聞きしましたら、高齢福祉課の担当者の方から32名ぐらいの登録があつて、質問としては、コロナで登録はしていたけども、何回かけても連絡が取れなかつたとか、そういう事例というのはあつたのでしょうかというお話も聞きましたら、今までなかなかつながらなかつたということがあつたそうで、そのときは、ご家族の方とかに連絡をして連絡が取れたとか、忘れていたとか、危険な状態はなかつたとい

うことを聞いて、これからいろんな方にこういうのもできるといいなと思って
おります。そういう状態を今聞きまして、今回取り上げてもらったのでよかつ
たなと思っています。

平岡委員長：ありがとうございました。どうぞ、はい。

中村委員：小石川医師会の中村ですけども、新型コロナウイルスワクチンの未接
種者の件で、対象が65歳以上の未接種者の6,000人、65歳以上の人口はどれぐら
いでしょうか。

進高齢福祉課長：約4万3,000人でございます。

中村委員：接種率はどれくらいでしょうか。

進高齢福祉課長：この当時は83%ぐらいだったのですが、今は90.2%です。

中村委員：ありがとうございます。90%ぐらいだと立派な数字かなと思います。
ありがとうございました。

平岡委員長：いかがでしょうか。では、見守りあんしん電話事業については、緊
急的に実施しているということで、今後継続するかどうか、あるいは、どうい
うふうに発展させていくかということは、実施状況を見て改めて検討されるこ
とですので、今いただいた意見も参考にさせていただいて、今後の実施状
況をフォローしていただければと思います。

この2点の報告についてはよろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは、次の議題に進みたいと思います。議題の（2）ですね。

「認知症検診事業（令和3年度重点施策）の実施について」ということで、事
務局からご説明をいただければと思います。

進高齢福祉課長より資料第2号に基づき、議題2「認知症検診事業（令和3年
度重点施策）の実施について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご意見、ご
質問があればご発言をお願いいたします。はい、どうぞ。

諸留委員：これはエーザイかどこかでやったものだと思うんですけど、別に公
的に認められたものでもないですよ。だから、これをやって本当にいいのか

なという疑問が大きいですね。

免許証の更新のとき、高齢者は、私も2回高齢者の講習だとかテストを受けたんですけど、結構きついというか、記憶力のあれでもって、数が多いからかなりいい線いきます。それで駄目だということではないですよ。これをやると、どうなんですかね。そこまでのあれは、お医者さんというか、学者さんとか、連携して、本当に脳がそれだけのあれがあるんですかということがちょっと疑問に思います。以上です。

平岡委員長：ありがとうございます。では、課長お願いします。

進高齢福祉課長：諸留委員のおっしゃるとおり、そこが一番肝でして、地域包括ケア推進委員会の下に認知症施策専門検討部会、こちらの部会長である東京都健康長寿医療センターの栗田先生からもご意見をいただきまして、やはり認知症というものは、あなたは認知症ですよと言われると、本人の負担というのが非常に重たいということでした。ましてや認知症は、根治治療がない中でそれをどうやって告知するのとかいう問題は非常にハードルが高いところでした。

この検診事業につきましては、エーザイが開発したテストというのが、非医療機器でして、そこを逆手にとって、あくまでも非医療機器なので、認知症と仮に疑いが出て、それは確定診断ではないですよというような言い方でこの機器を使うことができます。

それからもう一つ、当日、疑いのある人に対して、一からのアドバイスといったところも重要な点だと考えておりまして、そこは地区医師会の協力を得まして、あくまでもアドバイスという形で、色々と相談に乗っていただきたいというところで進めてきたところになります。

諸留委員のおっしゃるように、本人が認知症ということを言われたら、その後ずっとお悩みになるというか、そういった観点もきちんと考慮しながら、この施策を進めていかなければいけないなというところは感じております。

平岡委員長：ありがとうございました。

高山委員：話し合い員、高山でございます。先ほど発症人数と検診受診者の数、先着順600名で締め切られたということですが、これはその後も多かったので切ったのか、それとも600人まあまあだったのかと、その辺はどうでしょうか。

進高齢福祉課長：そうですね。ちょっと説明が不足しておりましたが、2の

(2) で大体1万1,000人の対象者に送って、自宅でできるテストというのがあるのですが、それを600人ぐらい各自やっていただいたんですけど、心配な方々に改めて先着順で600人申し込んでもらい、検診を区民センターでやったということになります。その人数見込みは、ほかの自治体を参考にしながら600人で見込んだところ、実際の申し込みが597人だったということです。ぴったりだったので、申込者については、全員ご参加くださいというふうにご案内できたところになります。

平岡委員長：どうぞ、はい。

飯塚副委員長：今年度のこのスケジュールは、また何回か続くのでしょうか。

進高齢福祉課長：認知症検診のスケジュールは、9月中の認知症月間で行った以降は、あとは参加者に対して、個別に細かい資料をお送りするので一応終了になります。

飯塚副委員長：もう1回きりということでしょうか。

進高齢福祉課長：そうですね。来年度は、またこの年齢の対象者に対して、送付を行っていく事業になります。

平岡委員長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

鈴木委員：公募の鈴木です。こういうデータではなくて、健康診断でいろいろ検査方法もあると思うので、医師を通じた検査で認知症の方を見つけるというか、アドバイスのような方法ではなくて、もっと医療関係で精査するという方法のほうが安心だと思います。以上です。

平岡委員長：ありがとうございます。

進高齢福祉課長：本当に医師からちゃんと見立てをして、診察をして、認知症と診断できていけば、多分それが最終形だと思いますし、おそらくがん検診みたいにできれば理想なんですけど、この取組がどうしても先進的な取組、まだほかの自治体でもやっていない取組でして、繰り返しになるんですけど、やはり認知症というのは長いおつき合いというか、根治治療がない中で受けてもらって、あなたは認知症ですねという、その告知がなかなか本人にとって重たいのかなというところで、非医療機器を使ったり、地区医師会の先生方のアドバイスという形、ちょっと緩やかというか、あまり負担にならないような形で事業構築をしたところなんです。

目的としては、この認知症検診事業はあくまでも普及啓発という位置付けにしておきまして、病気の発見につながることはもちろんいいことですが、やはり目的は普及啓発、あくまでも早く認知症に対しての気づきとか、取組、生活習慣の改善に取り組んでいきたいと思いますという形で進めているところになりますので、ご理解いただければと思います。

平岡委員長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

じゃあ、私から1点質問させてください。対象者は75歳までということになっているんですが、75歳以降、80代ぐらいになると、認知症の発症率が高まるということがあると思うんですけども、それはそれでまた対策を打っていらっしゃると思います。そのような認知症の予防ないし早期発見の対策の全体の中で、これがどういう位置付けにあるかというようなことを説明していただくと、今出てきたいいくつかの疑問に答えることにもなるかと思うんですが、いかがでしょうか。

進高齢福祉課長：全体の位置付けとしては、あくまでも通常の相談はあんしん相談センターの総合相談とか、認知症のもの忘れ医療相談、そういったところでカバーをしているところです。

その中でも、特に今回5歳節目でやっていますが、普及啓発という観点から、ご自身のライフサイクルの節目というか、例えば、定年を迎えたとか、前期、後期高齢者に入っていくとか、そういった節目で健康を考えていただきたいというところで、この検診事業に取り組んでいるところです。この年代から漏れていくところについては、通常の認知症施策の中の普及啓発、例えば、年間を通しての講演会とか、日ごろからの相談窓口とか、そういったところで普及啓発をして、全体に認知症施策を進めていきたいと考えております。

平岡委員長：ありがとうございます。

阿部委員：すみません、よろしいでしょうか。

平岡委員長：阿部委員、どうぞ。

阿部委員：測定の結果のボーダーラインと、Cの疑いありというところで、この年齢の幅が55歳から75歳、65歳以下の若年性のところも調べる調査になっているのかなと思うんですけども、その中で、若年性と言われる年代の人がB判定、C判定の割合ってどのくらいあったか分かれば教えてください。

進高齢福祉課長：すみません、そこについては、ちょっとまだ把握ができていないのですが、次回、ご報告できると思います。今回の参加者の中でも、若い年代が意外と多かったというところがありますので、特に55歳、若年性の認知症の方も念頭に入れながら、この年代設定にしたんですけど、55から60の方々が結構来られました。改めて、ご報告をしたいと思います。

阿部委員：ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、この議題については、このくらいとさせていただきまして、次の議題に進みたいと思います。

平岡委員長：議題の3「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者の名簿への登録について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

進高齢福祉課長より資料第3号に基づき、議題3「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。それでは、ただいまのこの件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

では、この受託事業者名簿への登録については承認ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

—資料第3号「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」は、了承された—

3 その他

平岡委員長：本日の予定、議題は以上になります。その他、何かございましたら、どうぞご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局から席上配付資料についてのご説明と、次回の開催日程等について、お願いいたします。

進高齢福祉課長：席上に配付させていただいております皆様からの委員意見というのをちょっとご説明させていただければと思います。

これまでの書面開催で、各委員の皆様から様々な意見をいただく中で、重複しているところがありましたので、そこだけピックアップして説明させていただきます。

高齢者あんしん相談センターの事業評価の中で、いつも毎年バツがついていまして、その説明を昨年検討しますという形で私が申し上げまして、具体的にはあんしん相談センターの事業の中で相談事例の終結条件を区と共有しているか、それからもう一つ成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準、こちらを区から共有されているか、この二つがずっとバツで、検討しますと言って課題として残っていたところになります。

ご報告が遅れたんですけれども、一つ目の相談事例の終結条件を共有しているか、こちらにつきましては、区の内部でも検討しまして、やはり相談事例に至っては、終わりはないのかなというのが結論でして、相談を受けた以上、ずっとその記録をあんしん相談センター、もしくは区と共有しながら、ある程度見守りをずっと続けるべきというところで、あくまでも終結という考えはなく、この国の評価表が終結をどういう定義で書いているのかという疑問もあるんですが、区としましては、相談事例については、きちんと情報を把握しつつ、地域での見守りを続けていくというところで、終結条件を明確に定める必要はないのではないかと判断をしております。

それからもう一つ、成年後見制度の申し立てについてのところになります。こちらは、昨年が大体20件ぐらいでして、今年度は大体30件ぐらい事案が発生しています。やはり認知症の関係で、一人暮らし高齢者と認知症の方が増える中で、生活支援とか、財産管理とか、そういったところの支援が必要だというところで、件数が若干伸びているのかなと思っております。

そこで、皆様にお配りした、1枚ものの紙があるんですが、タイトルが成年後見制度に関する区と高齢者あんしん相談センターの取組というものがございます。こちらが今あんしん相談センターと区の実際の関係図を示したもののなん

ですが、真ん中を見ていただくと、あんしん相談センターと文京区の高齢福祉課のほうで、管理システムというのをを使って、いろいろと情報共有をする中で、成年後見制度に関する判断基準、真ん中に大きく書いていますけど、65歳以上とか、あと後見人がいるという医師の見立てが出ています。それから、後見をやらないと生活が成り立たなくなる、親族がいない、こういった一般的な条件のもとにあんしん相談センターから高齢福祉課のほうに相談が上がってきます。

具体的には、そういった事案を高齢福祉課のほうで、もう一度内部でケース検討会議をしまして、それから申し立て準備、家庭裁判所のほうで審判をして、後見人をつけていく、そういった形になっております。

ここの国の実施評価表の中では、簡単に判断基準、区と共有されているかというふうに書いてあるんですけど、一体どこの部分を言っているのか不明です。一般的にあんしん相談センターから上がってくる高齢福祉課のところの基準については、誰もが知っている状況なので、それよりもむしろ高齢福祉課内部でどうやって基準を設けているかという意味だとすると、確かにバツになるんですけど、ただ、そこはあくまでも様々なケースを検討して決めていくもので、なかなかそこを公にするというのも難しいところがありますので、一般的には今お配りしている真ん中のところの判断基準、一般的な65歳とかを後見に見立てているところ、こういったところをきちんと紙にして共有しておけば、要件は満たすものと考えます。一番大切なのはあんしん相談センターから高齢福祉課のほうに情報が上がってくるというところになると思いますので、これを今後あんしん相談センターと共有しながら、実施評価表のほうは丸にしていきたいなと考えております。説明は以上になります。

平岡委員長：ありがとうございました。多少込み入った話だと思いますけども、お分かりいただいたでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、どうぞ、諸留委員。

諸留委員：別の意見でもよいでしょうか。

平岡委員長：今の意見はよろしいでしょうか。じゃあ、どうぞ。

諸留委員：諸留です。第2回地域包括ケア推進委員会の意見の中の3番目を私が書いたのですが、これはこの前、どこの委員会か忘れてしまったのですが、健康寿命というもので分かってくれないのかなと思ひまして、何かがつかりしま

した。CATVで文京区の講演会か何かでやっていました。先生が来て、健康寿命を長くしてという話をしていました。これは話の中身は分かるのですが、言っていることがやっぱり同じようなことを言っていました。前の委員会でも健康寿命がおかしいのではないかと申し上げたのですが、東大の教授が見えていて、世の中全体がそうやっているんだからという話がありましたが、おかしいものはおかしいと思います。

平均寿命は全国、世界共通で、日本はまだ上位にいますよね。あれも計算式が多分決まっています。健康寿命に関しては、私に言わせればいい加減ですよ。アンケートをとって、あなたは健康ですか、そうじゃないですか、どうなんですか。その点数をかけて年齢を出しているんですよ。それで、小数点二桁まで、小数点二桁の有効数字というか、それは割り算をすればいくらでも出てくるんですけど、それをアンケートをとってやっていたら具体的な正確な数字ではないのでおかしいと思います。

前も言いましたけど、平均寿命というのは、今0歳の赤ちゃんが何歳まで生きられるかというのを出しているんですよ。もう一方では、これはAさんですよ。赤ちゃんのAさんです。もう一つの健康寿命というのは、Bさん。Bさんというのは、一定の人数、代表、平均でやって、Bさんの健康寿命は例えば76歳だとかとあって、それが81か2か、その差をやったって全然比較する対象自体が違っているんで、おかしいと思います。

それで自分なりに考えたのですけれど、統計というのは、大体国でやっても、都でやっても、区でやっても似ています。もちろん誤差はありますが、それで文京区としては、私の考えた結果としまして、死亡者の年齢は分かりますよね。文京区の総計というのは調べたのですけれど、死亡者の数は大体1,600人ぐらいです。つい最近では1,685人と書いてありますが、それで、死因も書いてあるんですね。やっぱりがんが一番多いですね。がんとか、肺、心臓系ですね。だから、死亡者の数は分かりますよね。

それから、健康寿命というのは、私の考えでは介護認定、支援と介護、それをされた人の年齢を出して、合計を出して、その差を死者の年齢と介護認定を受けた人と比べるといいのではないかと思います。そうすると、結構詳しいデータが出ると思います。

文京区は文京区でこれでやっていると言え、別にいいと思います。世の中がそうだからというのはちょっとおかしいと思います。もともとあれはデータの算出自体がおかしいので、それはみんなおかしいと思います。そういうことで、私には調べられないんです。さっき言ったように1,685人とか、それが出ていて、原因は分かりますが、年齢は分かりません。でも、区役所で調べれば年齢というのはすぐ分かりますよね。そうすると、文京区の死んだ人の平均の年齢は分かりますよね。それで、介護認定、これも当然何人受けているというのも分かりますよね。非常に簡単に出てくるわけで、その差を健康寿命と死んだ人で考えて、令和3年は何歳だった、令和4年は何歳、それを縮めていけば、かなり正確な数字が私は出ると思います。

それで、死亡者の年齢も病気がほとんどですよね。交通事故も少ないですけど、自殺者なんかも、これも少ないですけど、心の病が原因だから、それも入るのかどうか分かりませんが、でも数が少ないからそんなに影響はないと思います。そういうことで私なりに考えましたが、1回区役所の方に調べていただけるとありがたいと思います。以上です。

平岡委員長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

進高齢福祉課長：ありがとうございます。本当に健康寿命と平均寿命のところは、前回東大の飯島先生が来られたときもその話題になって、なかなかないところがあるのかなと思います。

少し形式張った答えになってしまうのですが、結局国が出している健康寿命や、あと東京都保健所所長方式の寿命の出し方とか、やっぱり若干いろいろと迷っている部分があるのかなというのは、考えているところになるんですけど、今時点では、やはり区役所として進めていく中では、国の資料を使いながら皆さんにお示ししていく形になるのかなと考えているところなんですけど、いろいろとそこは研究していきたいなと思います。結局、分かりやすく、正確に区民の方にお示しするというのが一番かと思うので、そこは少し研究していきたいなと思います。

平岡委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

諸留委員：やるやらないは区役所の方なので、私はいんじゃないですかという話です。ただ、駄目だ、駄目だではなくて、こうしたほうがより正確だと思

ます。国がそうだからというのはおかしいとさっき言いましたが、おかしいものはおかしいと思わないといけないのではないかと思います。

平岡委員長：ありがとうございました。どうぞ、はい。

飯塚副委員長：その他のところですが、今、ヤングケアラー、これが社会的な問題になっていて、国も次年度にはその方たちへのヘルパーさんの派遣予算を立てると聞いています。今、ある市では、中学、高校の1クラスに一人はいるのではないかと、そういう状況の中で、文京区はこれについてどういう分析が出されているか、ちょっと聞かせてください。

矢島福祉政策課長：今、様々、区、あるいは先進自治体で動きがあるという状況です。国のほうも今、省庁のほうで、概算要求という形で、区市町村に対する支援の方向性が出されていて、最終的にその予算がどのような形で議決をされるのかという状況です。

区のほうも、その状況を踏まえて、関係する部署、国のほうも文科省と厚労省という形の中で、それぞれの関係の子供の部署があって、医療の部署があって、教育の部署があって、福祉の部署があってという形になっています。区のほうも、今情報交換を進めているところです。

いずれにしても、子供たちがやはり声を上げづらい、あるいはしっかりと相談できる場所をつくるといったところが大事で、そのための情報の収集、あるいは、周知が重要だということが、国のほうでも言っているという状況です。それを踏まえて、文京区でも既にそれぞれの計画をつくる時に調査を実施しています。その中で、その調査に関して、私はヤングケアラーですよというふうに答えた方がほぼいなかったという状況があります。

それはなぜかというところ、ご自身がヤングケアラーだということを認識していないというのが一番の課題というふうに思っています。まずは、そういった状況を踏まえると、文京区としてもやはり周知というのが大事だというふうには感じているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、ございますか。はい、どうぞ。

中澤介護保険課長：本日、お机の上に配付させていただいた資料の2枚目でございます。私ども介護保険課のほうから、令和3年度の地域密着型サービス事業

実施予定者の公募についてお知らせするものでございます。

こちらにつきましては、第8期高齢者介護保険事業計画、これは昨年度、こちらの委員会のご協力を得まして策定した計画でございます。こちらに基づき、要介護者等が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、新たに地域密着型サービスを実施する介護保険サービス事業者を公募するものでございます。

2の公募内容ですが、公募するサービスにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業でございます。圏域については、区内全域、募集数は1でございます。

3の主な応募条件、資格でございますが、原則令和4年度中に開設をすること、最低20年間事業運営を継続すること、事業所の整備を行う場合、事業者創設型、事業者改修型とし、文京区の補助制度を活用すること、令和3年4月1日現在介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護のいずれかの介護保険サービス事業を3年間以上運営している実績がある、以上を応募条件の資格といたします。

さらに、今後のスケジュールでございます。こちらはあくまでも予定でございますが、建設工事が無い場合ですが、既に10月20日に公募要項のほうを配布させていただいております。また20日から来月19日までは応募意向調査票の受付をさせていただいております。さらに、来月24日までの質疑の受付期間、11月30日まで質疑の最終の回答をさせていただく予定でございます。なお、それを経まして、12月1日から同15日までの間に応募書類の受付をさせていただく予定でございます。なお、年が明けまして、1月中旬から審査を開始いたしまして、3月上旬には事業実施予定事業者の決定をさせていただくところでございます。令和4年度5月以降でございますけれども、基本協定の締結、住民説明会の実施、事業者指定の手続を始めさせていただき、開設日は早ければですが、令和4年9月ごろ、建設工事がこちらはない場合を例にさせていただいておりますけれども、ある場合につきましては、令和4年5月以降、順次入札・工事を行い、開設日は別途調整をさせていただく予定でございます。説明のほうは以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございました。今のご説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。

鈴木委員：公募の鈴木です。今現在、こちらの公募内容の施設は何件ありますか。

中澤介護保険課長：こちらは、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業と申しますけれども、現在区内には1か所でございます。こちらについては、先ほどもお話ししたとおり、介護保険事業計画の内容に基づきまして、もう1か所、合計2か所を区内に第8期の計画中に早期に立ち上げたいというところから、手続に入ったところでございます。

鈴木委員：今1か所あるところの利用状況はどんな感じでしょうか。

中澤介護保険課長：利用状況は、非常に申し上げるのが難しいところではあるのですが、定期巡回・随時対応型ということで、一定の需要数はあるものの、このサービスの担い手がやはり定期的に巡回したり、随時対応、要するに夜間24時間フル稼働しなければいけないということがございますので、職員の確保といった点では、大きな課題になっているのかなと考えているところでございます。それがもとで、サービスの停滞が起こっていることは聞いてございませんので、引き続き職員の確保、また定着等も併せて、事業者とともに区のほうも協力し合いながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

鈴木委員：職員の確保がちょっと今後の課題だということは分かったのですが、利用状況はどうでしょうか。利用者は多いのでしょうか。

平岡委員長：事業実績を報告していただいていると思うのですが、私も分からなくなっているんで、その数値を出していただければいいのかなと思います。

中澤介護保険課長：令和2年度の実績は554人です。

鈴木委員：延べでしょうか。

中澤介護保険課長：延べです。

鈴木委員：今後は、こういう24時間体制の介護事業者が増えるのはとても心強いですが、利用があまり進んでいないようなことはないでしょうか。利用する側はとてもいいシステムだと思います。

中澤介護保険課長：サービスと利用がなかなかつながっていないというのはございます。

鈴木委員：職員の確保も大変だということもあるでしょうから、その辺のところを使う方とか、ケアマネジャーさんとか、介護事業所のプランを立てる方にもっと周知して、使い勝手がいいような感じになれば一番いいなと思いますが、

ちょっとそこだけ聞きたかったので質問しました。

中澤介護保険課長：やはり利用者のニーズとのマッチングかなと思います。こちらにつきましては、介護サービス、こちらのサービス以外にもいろいろなところで課題になるところでございます。しっかりとこの定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のよさというものを地域の中でお伝えをして、今後、要介護者、要支援者を含めて増えていくという予測の中で、このサービスにつきましても、ある程度の需要はあるというふうに考えてございますので、しっかりとこのサービスと高齢者の状況をマッチングさせるべくケアマネジャーさん、また施設の皆さん、また区民の皆さんにしっかりとお知らせをしていくということが大事かなと思っていますので、いろいろな機会を通じて、そういった周知には取り組んでまいりたいと考えてございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。今のご意見との関連で言うと、応募条件で最低20年間事業運営を継続することということがあるんですけども、結構事業者にとっては、これは厳しい条件という場合もあり得るかなというふうに思います。一方では、施設整備の補助をすれば、やはり20年ぐらいやってもらわないと困るというのは当然だと思うんですけども、他方で、特養とか保育所と違って、施設利用者が確実に見込めるというものではないとすると、事業者側が躊躇するということもあり得るのかなという気もするのですが、具体的なことはよく私も存じ上げていないのですが、その辺りはどういうお考えでお進めになるのでしょうか。

中澤介護保険課長：こちらのほうも、条件の中に最低20年間事業運営を継続することという指定をさせていただいてございます。こちらにつきましては、介護サービスを安定的に必要な方にお届けするといったところの基盤を維持しなければいけないという私どもの使命がございまして、一定程度の期間継続してサービスを提供していただくということを前提に考えてございます。また、こちらにつきましても、実は最近長くお願いをしていた事業者さんから経営状況等々の問題から事業譲渡をしたいという申し出があり、本年7月から運営事業法人が代わったといったところもございまして、引き続き、こういった事業者自体の経営状態であるとか、サービスを展開していくに当たってもこのコロナ禍で新たな課題が出てきたといったところもございまして、しっかりとそこは

受け止めながら、区といたしましても、どのようなサポートができるのかといったところを具体的に検討してまいりたいと考えてございます。引き続き、こういった事業者との密接な連携を取りながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。それでは、そのほかはいかがでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、議題は既に終わっており、自由にご意見をいただいてということもしていただいたわけですが、こちらも特にそのほかのご意見はないということでしたら、あとは、次回の委員会の日程についてご説明いただければと思います。

進高齢福祉課長：今年度初めて書面開催ではない形で開催できまして、本当にほっとしております。有意義なご意見をいただきましてありがとうございます。

次回の第4回の委員会につきましては、来年、年明けになると思いますけども、また改めて、平岡委員長と日程調整の上、お知らせしたいと思います。以上です。

4 閉会

平岡委員長：ありがとうございました。では、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。